



先日、家族で若松のグリーンパークへでかけてきました。緑にひろがる一面の芝生でサッカーをしました。鬼ごっこをしたり、また場所をかえ奥の自然に囲まれた公園では、たくさん落ちていくドングリをひろい雪合戦ならぬ「ドングリ合戦」をして楽しみました。出かけるには気持ちのよい季節ですね。

不動産なんでも相談

Q、賃貸物件の消防点検は家主が定期的に行わないといけないのでしょうか？

賃貸マンションを所有しているのですが、先日、消防局から「半年に一度の点検と、3年に一度の報告をしてください」と言われましたが、今までそのようなことは言われたことがありません。つい最近福岡で起こった火災事故とも関係があるのでしょうか？実際に家主がそのような点検などないといけないのでしょうか？

A、福岡の火災事故との因果関係は分かりませんが、一定要件に該当する防火対象物の所有者等は、消防法に基づき設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長または消防署長に報告する義務があります。

(消防点検後半)

加来 寛の感動体験！

至近距離で打ち上げ花火を観たのは初めてで、とても感動しました。またすこし肌寒いこの季節の花火というのも、なかなか良いものでした。じつはこの打ち上げ花火は娘がかよっている幼稚園の夏祭りです。予定されておりましたが、ちょうど夏祭りの日に雨がふり延期となったのです。夏祭りに打ち上げ花火をするということ自体、幼稚園側も初めてのことであったらしいのですがここで中止するのももったいない、ということで10月の終わりに秋祭りが開催されました。わたしは秋祭りの実行委員でしたのでその出店の準備や会場設置に汗をながしましたが、同じように実行委員として手伝いにきていた保護者さんとも「学生のころの文化祭みたいで楽しいですね」と世間話や子どもたちの話も交えながら和気あいあい準備をすすめることができました。夕方5時すぎ頃から子どもたちが親の手を引っ張り前前のめり祭りに会場に入ってくる姿を見ながら、子ども同様わたしも何だかとてもワクワクした気持ちで子どもやその親たちを迎えました。会場全体がにぎやかになり、空もうす暗くまた少し肌寒くなったところで会場の照明がおとされ、いよいよ打ち上げ花火の出番です。すぐ近くで一発目が上がると同時に会場から「うわーすごーいっ！」と歓声があがり、そこから15分程度でしたが終始、歓声と豪快な花火の音に彩られた夜空にみんなが魅了されたとても感動的な夜でした。来年は、幼稚園最後の夏祭になります。今から楽しみです。



秋の打ち上げ花火も なかなか良いものですね♪

平成25年11月10日

Vol. 109

発行所 加来不動産(株)
発行 加来 寛
小倉南区守恒本町一十二
二二三-101
(093)九六二一五八一
<http://www.kaku-f.co.jp/>

消防点検後半へ

■なぜ点検が必要なのか

建物には消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等が設置されていますが、平常時に使用することがないため、いざというときに確実に作動し機能を発揮するかどうかを日ごろから確認しておくことが重要です。このため、消防法では消防用設備などの定期的な点検と消防機関への報告を義務づけています。

ご質問にも出しましたが、ここ最近の福岡での火災事故は点検を怠っていたために起きた典型的な例ではないでしょうか。



■誰がどのようなものを点検するのか

消防設備士(国家資格)または消防設備点検資格者といわれる人が、消火器やスプリンクラー設備などの消防設備や、自動火災報知設備などの警報設備、救助袋などの

避難設備工事、点検整備をおこないます。

■対象となる建物

一戸建の専用住宅以外の建物が消防用の設備の設置と、その維持をします。

つまり、戸建て以外では基本的には対象となるということになります。

なお、アパートやマンションなどの集合住宅では150㎡以上であれば対象となります。



■点検の種類と期間

点検の種類は機器点検と総合点検の2種類です。

機器点検は半年に一度おこない、消防用設備などの種類に同じ、消防用設備などの適切な配置、損傷、機能についてある一定の基準に従い、外観または簡易な操作によって確認します。(裏面へ) ↓

総合点検は1年に1度
消防用設備などがある一定の基準にしたがい、作動させ総合的な機能を確認することを行います。



■報告の期間

特定防火対象物といわれる建物、たとえば、ホテル、物品販売店舗、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする場合は1年に1回の報告が必ずです。

また非特定防火対象物といわれる建物、たとえば、マンション・アパートなどの共同住宅、工場事務所、倉庫、学校などは3年に1回となります。



■罰則はあるのか

罰則もあります。内容は、点検結果の報告をせず、または虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金または拘留。その法人に対しても同様、となっています。

■まとめ

すこし前まではこのような消防点検の義務などがあることを知らない方も多かったのではないのでしょうか？正直、まだまだこの制度の浸透度合いは低いと感じていますが、ここ最近の火災事故により消防・防災に関する意識は以前に比べ高まってきたように思います。

もし方が一のこと起こった場合は、やはりその所有者に責任がかかる可能性は十分にありまので、このことを理解していただきたいと思います。

《編集 加来》

地域情報

★**若松えびす祭 秋季大祭**：『冬のおえべっさん』として親しまれ、商売繁盛・海上安全・家内安全を祈る祭りです。福を求めて他の人の鯛の土鈴と交換する（福神玉替）など楽しい催しも行われますよ！

◎日時：12月2日

(月) 12月4日(水)

◎開催場所：若松恵比寿神社（若松区浜町1-2-37）

◎問合せ：若松恵比寿神社（093-771-1156）

書店で気になったので手に取って読んでみると、なるほど！確かに！そういうえばあの人と同じことをやっているなあ〜と思うことがたくさん書かれていました。例えば【その場で・具体的に・心から褒める】=仕事や普段の行いなどを良いなあと思ったときに、ただ「いいね」「すごいね」と声をかけるのではなく、何がどう良かったかということ、感情を添えて褒めると、「きちんと自分は見られているのだな」と思えるものだよということや、【間接的に褒める】=あの仕事は〇〇さんの成果だよ、〇〇さんはよく気が付く人だよ、など周りの人に誰かの良い評判を伝え、その人の評価が上がることはもちろん、良い評価が本人に伝わることで、自分の良い部分が見られているんだと認識されるということでした。私の経験の中でも、「〇〇さんの▲▲はととてもよくて、本当に感激した」と伝えた時には、1年前の事柄でも鮮明に覚えていてくれました。何気ないことでも、一つ言葉を足したり、伝えようと意識するだけで何倍にも人に喜びを与えることができるのだと気付くことができました。今後とも意識して、取り組んでいこうと思います。

感動日記

【井料からのお知らせ】

私事ですがじつは現在入院しております。退院は十一月末から十二月末かけての予定となっております。業務の途中で急に入院したものですから引継ぎ等で会社やお客さまにもご迷惑おかけしている場面もありまして、また元気に復活して働き直しますので引き続きつきましくお願いいたします！

【石川明人の感動体験】

先月から引き続き結婚式の話です。大学時代のこれまた親友が結婚することになり、博多の森の挙式と披露宴に参列してきました。新郎新婦二人からの粋な演出があったり、「明人ならできる」と完全アドリブで余興の司会をしたり、なつかしい仲間と再会しドンチャン騒ぎをしたりと、とても楽しい時間を過ごせました。新郎新婦共にとても家族と仲がよく、家族の大切さをおしえてくれた式でした。親友五人の内、独身者はあと一人。いつか互いの家族が集まってキャンプをしたいという夢が近々現実になる日も近いでしょう。

【園田博美の感動体験】

憧れの東京観光に行ってきました。ディズニールランドはもちろんの事、この機会

にたくさんのことを経験させて頂きました。その中で私が入観で誤解のあった事柄がありました。滞在中に何度か利用させて頂いた公共の交通機関です。私の中では、満員電車でもミクチャにされれば痴漢やスリなど恐ろしいイメージがありますが、でもマナーの良い光景ばかりでした。東京観光で一番おどろき感動したのは乗車マナーかもしれません（笑）。とかく悪い事柄は表に出やすいと申しますが裏側では良い事柄も沢山行われているのだと今回のことを通じて教えられるました。この教訓をもとにイメージにとらわれ過ぎない対応を身に付けていきたいと思いました。

【柴田知彦の感動体験】

行橋―別府百キロウォークボランティアに参加しました。私の役目はスタートで預かった荷物をゴールで渡す。一見単純な作業ですが、それが4,500人分でもなれば、作業量は膨大です。夜通し百キロ歩いた方の中には、疲れて声も出せない方や歩くことも困難な方もいます。そういった方たちに積極的に声掛けを行い、荷物の受け渡しをサポートするようになります。私は8時間の参加でしたが、中には30時間もボランティア参加される方もいるそうです。そういった方たちに支えられた運営には頭が下がる思いでした。